

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和3年12月23日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2100105号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2100049号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月

請求期間①及び②において、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、A社は平成18年7月13日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間①及び②当時の事業主は既に亡くなっている上、同社に係る閉鎖事項全部証明書において確認できる代表清算人及び破産管財人は当該期間当時の資料はない旨陳述していることから、請求者の請求期間①及び②に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者がA社の給与及び賞与の振込先であったとするB銀行C支店は、保存期間経過により請求者の請求期間①及び②に係る預金口座に関する記録はない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る賞与が振り込まれていたことを確認することができない。

さらに、請求者が請求期間①及び②当時の住所地であったとするD市は、請求期間①及び②に係る社会保険料控除額の確認できる資料は、文書保存期間満了のため保管していない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除さ

れていたことを認めることはできない。